

第8回三木市デマンド型交通検討部会の開催について

本協議会の下部組織として設置している「三木市デマンド型交通検討部会」(平成29年7月27日設置)において、吉川地区で運行中のデマンド型交通についての効果検証をふまえて、今後の展開について協議した。

1 開催日

令和5年8月1日(火) 午後1時40分～午後3時10分

2 協議結果を踏まえた市の考え方

別紙4-1、4-2のとおり

3 部会規約

別紙4-3のとおり

デマンド型交通の展開について

1 概要

現在、吉川地区で運行中のデマンド型交通について、第11回三木市地域公共交通検討協議会で報告したとおり、地域住民の利便性の向上や市の財政負担の軽減など、一定の効果が認められたことから、吉川地区以外への展開を検討する。

2 デマンド型交通展開の候補地区について

- (1) 人口密度及び公共交通カバー率を踏まえ、「志染地区」「細川地区」「ロ吉川地区」「三木南地区」及び「別所地区」をデマンド型交通の展開を検討する候補地区とする。(別紙4-2)
- (2) なお、これらの地区の中には、現在、「地域ふれあいバス」を運行している地区も含まれているが、近年、同バスのスタッフ数の減少やスタッフの高齢化が課題となっていることから、現時点においては、当該地区も展開を検討する候補地区とする。

3 展開に当たっての課題等

- (1) 「地域ふれあいバス」は地域の移動手段を地域住民で支える公共交通であり、デマンド型交通展開の検討に当たっては、「地域ふれあいバス」の運行団体の意向や、地域住民の意向をしっかりと把握する必要がある。
- (2) 吉川地区におけるデマンド型交通導入時と同様に、導入に当たっては、路線バスの見直しを実施し、デマンド型交通との役割分担の調整を図った上で、更なる利便性の向上と市の財政負担の軽減を実現できるよう検討する必要がある。
- (3) バス事業者との調整の他、場合によっては、地区ごとに別々の交通事業者がデマンド型交通の運行を担うことも想定されるため、タクシー事業者との十分な調整や、デマンド型交通の制度の全体的な検討が必要である。
- (4) 交通事業者における運転手不足が課題となる中で、運転手や車両の確保の見通しはもとより、効率的なデマンド型交通の運行体制について検討する必要がある。

4 他地区展開の当面の進め方

- (1) 地域ふれあいバスや区長協議会の定例会に参加し、地域ふれあいバス運行の課題や、運行継続の見通し、デマンド型交通の展開などについて意見交換を行う。
- (2) 「三木市地域公共交通計画」の住民説明会が本年10月～11月に予定されており、その際、デマンド型交通の他地区展開についても意見交換を行う。

○「人口密度」・「公共交通カバー率」について低い順番に各地区を点数化した。

地区名	人口密度 (人/km ²)	評点	公共交通カバー率 (%)	評点	合計点
志染	86	8	51.1	10	18
細川	64	10	66.4	8	18
口吉川	86	8	55.9	9	17
三木南	812	6	78.5	7	13
別所	397	7	86.4	6	13
青山	3,404	4	91.7	5	9
三木	1,074	5	92.7	4	9
自由が丘	7,222	2	94.3	3	5
緑が丘	4,787	3	99.3	2	5
吉川 (参考)	115	-	63.6	-	-

※公共交通カバー率は、「鉄道駅+路線バス」の運行状況から算出。

※人口密度は令和5年5月末時点の人口を基に算出。

三木市デマンド型交通検討部会規約

(設置)

第1条 三木市地域公共交通検討協議会（以下「協議会」という。）は、協議会設置要綱第7条の規定に基づき、三木市デマンド型交通検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 必要と認められる地域において、デマンド型交通の導入が最適であるかを検討すること。
- (2) デマンド型交通の導入が最適であると認められる場合において、その経路や便数等の運行形態の素案の策定に関すること。

(組織)

第3条 部会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 部会の事務を処理するため、部会に事務局を置く。

- 2 事務局は、都市整備部交通政策課に置く。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長が務める。
- 3 会長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長から指名された者が議長に当たる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ部会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 6 会議の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、全会一致が成立しない場合は、出席委員の過半数で決する。
- 7 会議は、原則として非公開とする。
- 8 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会に関し必要な事項又は規約に疑義が生じた事項は、部会で協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成29年7月27日から施行する。
- 2 最初に開かれる部会は、第5条第1項の規定にかかわらず、協議会が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委員

氏 名	所属・役職名
正 司 健 一	国立大学法人神戸大学 名誉教授
宮 井 勇 人	神戸電鉄株式会社 鉄道事業本部 運輸部長
竹 内 宏	神姫バス株式会社 バス事業部 計画課 地域公共交通担当課長
村 上 正 弘	神姫ゾーンバス株式会社 代表取締役社長
初 山 正 則	一般社団法人兵庫県タクシー協会 東播支部 理事
田 中 康 嗣	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門 首席運輸企画専門官
新 田 博 史	兵庫県 土木部 交通政策課 副課長 兼 地域交通班長
友 定 久	三木市 都市整備部長

(令和5年8月1日現在)